## 飼育動物診療施設

届

届出事項変更

年 月	日
-----	---

大阪府知事
-------

住所

氏名

診療施設開設年月日: 年 月 日

診療施設名:

診療施設の所在地:

休止 • 廃止

獣医療法第3条後段の規定により、飼育動物診療施設

について

届出事項変更

下記のとおり届出ます。

記

休止	11.777 42 114 791 761 92	
· 廃 止	休止又は廃止の 理由	

届	開設者・管理者の	新:
出	氏名又は名称	旧:
事		
項		新:
変	開設者・管理者の	
更	住所	旧:

届出事項変更	診療施設の名称	新: 旧:
	診療施設の場所	新: 旧:
	診療の業務を行う 獣医師の氏名  「エックス線装置を 備える診療施設の 場合はエックス線 診療に従事する 獣医師の氏名 および経歴	新:
	その他の変更事項	
変更	年月日: 年	月日

変更理由:

診療施設・施設の概略図(診療施設の平面図・面積・長さ・室の名称等) 主な診療施設、機械器具 エックス線装置設備